

重要事項（継続児の電子申請）

○利用申込み・利用調整について

1. 保育園等は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。継続希望児童であっても、利用調整を行ったうえで利用可否を決定します。
2. 保育料等に未納があり納付相談がない又は分納計画を履行しない場合は、次年度の保育園等利用が継続できない可能性があります。
3. 利用申込み後に、世帯状況・勤務状況等の変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明した場合、利用調整に影響し施設利用の内定や決定の取消又は退所となることがあります。
4. 保育を必要とする程度の高いものから順次利用調整するため、締切日までに提出された書類を基に保育を必要とする程度を判断します。締切日後に提出された書類は、次回の利用調整からの審査対象となります。ただし、書類の不備や変更等により点数が下がる場合は、すぐに利用調整に反映します。
5. 施設利用の内定は施設利用”決定”ではありません。内定後や決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等の結果により、集団保育に適さないと判断された場合などは利用できないことがあります。
6. 今年度と同じ施設の利用を希望し、次年度も同じ施設へ内定となった児童については、内定通知の発送を省略し2月頃に契約決定通知の発送を行う予定です。

重要事項（継続児の電子申請）

○施設利用について

1. 育児休業が満期(育児対象児童が2歳になる月末まで)となる場合、翌月の保育を必要とする事由の提出が無ければ退所となります。
2. 求職を事由に利用している場合の利用可能期間は、年度において90日が経過した月の月末までです。期間内に就労証明書等の提出がない場合は退所となります。また、年度をまたぐ場合でも、利用可能期間は連続90日までとなります。
3. 保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護を事由に利用している場合、提出された書類等に記載されている期間内に更新後の書類等の提出がなく期間終了となれば退所となります。
4. 世帯状況や保育を必要とする事由が変更した場合は、原則変更から14日以内に必要な書類を届け出てください。届け出がない場合、その事実が判明した時点で途中退所となることがあります。(勤務状況の変更、退職、求職等)
5. 特別な事情がなく1ヵ月以上保育園等を利用していない場合、保育を必要とする事由に該当しないとして、退所となります。休園届を提出した場合でも3か月以上の休園は認められず、休園期間中に数日だけ登園した場合でも休園期間はリセットされません。
6. 市外に転出した場合や保育園等入所要件を満たさなくなった場合は、利用希望期間に関係なく退所となります。

重要事項（継続児の電子申請）

○保育料等について

1. 年度途中で世帯状況が変わり保育料等が変更となる場合、その日の属する月の翌月から保育料等の変更を行います。（生活保護受給、婚姻、離婚、同居、別居、障がい世帯への変更等）※世帯の状況が変わった場合はその都度ご連絡ください。
2. 所得の修正申告により、市町村民税額が変更された場合、変更した日の属する月の翌月から保育料等が変更となります。ただし、市町村民税額が変更となっても、保育料等が変わらない場合があります。
3. 祖父母と同居している世帯の場合、どちらか一方（家計の主宰者）の市町村民税額を合算し保育料等を決定することがあります。
4. マイナンバーの記入がなく地方公共団体情報システム機構又は住民基本台帳より番号確認ができない場合や市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）の提出ができない場合は、課税情報が確認できないため保育料等が最高額になります。
5. 納付期限を過ぎて保育料等が未納となっている場合は児童手当より保育料等を徴収することがあります。
6. 3歳児クラス以上の利用料は無償化となりますが、別に給食費の負担があります。
7. 保育料等の払い戻しについては、同年度分のみの対応となります。